

平成24年9月3日

福井県知事 西川 一誠 様

公立大学法人福井県立大学評価委員会
委員長 吉村 融

意 見 書

公立大学法人福井県立大学中期目標について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定に基づく公立大学法人福井県立大学評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法第25条第1項に規定に基づき知事が定める公立大学法人福井県立大学中期目標については、別紙（案）のとおり定めることが適当である。

福井県立大学は、平成4年の開学以来、「新しい時代にふさわしい魅力ある大学」、「特色ある教育・研究を行う個性ある大学」および「地域社会と連携した開かれた大学」の3つの基本理念に基づき、常に時代が要請する教育研究を実践し、優秀な人材としての学生の輩出に努め、さらに、教育研究の成果を地域に還元し、社会の発展に大きく貢献してきた。

近年、経済・社会のグローバル化が急速に進展する中で、最先端の教育研究の実践、国際社会に通用する人材の養成、地域社会への一層の貢献が求められている。こうした県民の期待に的確に応えるため、改めて公立大学としての使命を認識し、これまでの取組みをさらに加速して魅力ある大学づくりを行う。

第一 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの6年間とする。

第二 教育に関する目標

一 教育の内容に関する目標

- (1) 高度な専門的知識・技術力とともに、課題を発見する分析力、実行力、コミュニケーション能力を有し、実社会で活躍できる学生を育成する。
- (2) 英語で行う講義の開講、県内他大学との連携、語学科目の入試の見直し、TOEICの活用など、質の高い語学教育の実施に努めるとともに、国際感覚の涵養を図る。
- (3) 加速する高齢化社会において、在宅医療など地域医療の高度化を担う看護師等を養成するため、他の大学や医療機関等と連携した教育プログラムの作成を進める。

二 教育の実施体制の強化に関する目標

- (4) 教育の質の向上を図るため、教育内容・方法等の改善に向けた組織的な取組みを一層強化する。
- (5) 福井県立大学が中心的な役割を担い、県内の高等教育機関等との連携による大学コンソーシアムの設立を検討する。

- (6) 教員の相互派遣による講座や遠隔講義、単位互換授業を実施するなど、県内外の高等教育機関等との連携を強化する。

三 学生への支援に関する目標

1 自主的な学習の支援

- (7) オナースプログラムの展開など、学生の一層の勉学意欲の向上を図る方策を検討する。

- (8) 学生が語学を自学自習できる環境を整備する。また、外国人留学生の日本語習得を支援する。

2 就職の支援

- (9) 勤労観・職業観や人間関係形成能力等を涵養するため、キャリア教育を実施するとともに、就職対策については、高い就職率の維持・向上を図る。
さらに、卒業後のフォローアップ体制の充実に努める。

3 学生生活の幅広い支援

- (10) 学生の修学、生活等への支援体制を強化する。

- (11) ボランティア活動、あるいは、地域貢献や課外活動など学生の活動を支援する環境を整備する。

第三 研究に関する目標

一 研究水準および研究の成果等に関する目標

1 研究水準の向上

- (12) 国際的水準にある研究や先端的研究を一層進展させ、学術の発展に寄与するとともに、各学部が、県民が誇りを持てる特色ある研究に取り組み、地域社会に貢献する。

- (13) 教員評価の結果や優れた業績を研究費の配分に反映する。

二 研究実施体制の強化に関する目標

- (1 4) 産学官連携や研究活動の活性化を促進させるプロジェクトコーディネーターやサポータースタッフの採用など、研究等の支援体制を充実する。

第四 地域貢献、国際交流等に関する目標

一 地域社会との連携に関する目標

1 地域社会のニーズへの対応と成果の還元

- (1 5) 社会人や企業等を退職した中高年層の学び直しの支援策を充実する。
- (1 6) 県内企業等の意見を反映し、大学院ビジネススクールや短期ビジネス講座の講義内容の革新に努める。
- (1 7) 地域経済研究所による県内企業のアジアビジネス支援を推進する。

2 地域社会との連携強化

- (1 8) 国内外からの社会的要請に応えるため、他の機関等と連携して高度な短期研修プログラムを積極的に展開する。
- (1 9) 大学施設の貸出しに努めるなど、県民が利用しやすい身近な大学を目指す。

二 国際交流等に関する目標

- (2 0) 短期留学への支援制度の拡充や福井県アジア人材基金を活用した長期留学の支援等により、日本人留学生を増やす。
- (2 1) 福井県アジア人材基金の活用や大学による新たな支援策を検討し、外国人留学生を増やす。

第五 情報発信に関する目標

- (2 2) メディアに対する情報提供の機会を増やし、県立大学の更なる宣伝・広報に努める。

- (2 3) 教育研究活動、地域貢献活動、学生の活動など、大学の情報の積極的な発信と公開に努める。

第六 業務運営の改善および効率化に関する目標

一 運営体制の改善に関する目標

- (2 4) 就職支援や情報システム管理など専門性が求められる分野における職員の任用形態について検討する。
- (2 5) 学外からの役員を増員し、専門分野の知見や県民の声を反映した大学改革を一層推進する。

二 教育研究組織の見直しに関する目標

- (2 6) 教育カリキュラムの見直しなど研究科の定員割れの解消に努める。

三 人事の活性化に関する目標

1 優秀な教員の採用・育成

- (2 7) 理事長、学長による教員採用方針を作成する。必要に応じて、学外の専門家から幅広く意見や情報を聴取する。
- (2 8) 教員評価の結果を給与等の処遇に反映する。

第七 財務内容の改善に関する目標

一 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

1 適正な料金設定

- (2 9) 授業料、施設使用料等の見直しを必要に応じて行うとともに、自己収入の増加に努める。

2 外部研究資金の獲得

- (3 0) 科学研究費、共同研究費、受託研究費、奨学寄附金等の外部研究資金の採択件数、採択金額を増やすため、申請、採択状況を把握し、積極的な申請を促す。

二 経費の効率的執行に関する目標

- (3 1) 学内の施設や設備を整備、改修する際には、可能な限りの省エネルギー対策を講じ、光熱水費を抑制する。
- (3 2) 学部別予算などによる省エネルギーの取組みを引き続き実施するとともに、学部棟別にその特性を踏まえた光熱水費の削減数値目標を設定し、経費を抑制する。

第八 自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する目標

- (3 3) 自己点検評価を定期的を実施するとともに、認証評価機関が行う大学評価および地方独立行政法人評価委員会が行う法人評価の結果と併せて、教育・研究活動や業務運営の改善に活用する。また、これらの結果を速やかに公表する。

第九 その他業務運営に関する重要目標

一 施設・設備の整備および活用に関する目標

- (3 4) 大学の施設について、日ごろから良好な状態に整備し、これを積極的に地域社会に開放することにより、施設の有効活用を図るとともに地域の社会活動に貢献する。

二 安全衛生管理に関する目標

- (3 5) 災害発生時等の被害軽減を図るため、地域と大学が連携した防災訓練を実施する。さらに、災害時の危機管理マニュアルは、小浜市、永平寺町の地域防災計画の見直しに併せて改定する。
- (3 6) 安全衛生管理の徹底を図るとともに、感染症対策やメンタルヘルスケアなど、学生、教職員の健康増進策を講じる。